

行政不服審査法の施行について

昭和 37 年 10 月 15 日蔵関第 1412 号
改正 昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号

標記のことについて、大臣官房文書課長より別添昭和 37 年 10 月 1 日付文第 640 号のように通知があつたので送付するから、参照とされたい。

別添

文第 640 号
昭和 37 年 10 月 1 日

関 税 局 長 殿

大臣官房文書課長 柿沼幸一郎

行政不服審査法の施行について

標記のことについては、さきに関係部担当官会議において説明を行ない、関係部課及び地方支分部局等に対しその趣旨の徹底方を依頼したところであるが、今回、行政管理事務次官から別添のとおり法の運用にあたって留意すべき事項について通知があつたので、合わせてご参照のうえ、運営に遺憾のないよう期せられたい。

(別添)

行 管 乙 第 204 号
昭和 37 年 9 月 26 日

大蔵事務次官 殿

行政管理事務次官

行政不服審査法の施行について

行政不服審査法は、第 41 回臨時国会において成立し、9 月 15 日法律第 160 号をもつて公布され、本年 10 月 1 日から施行されることとなつた。

行政不服審査法は、訴願法又はその他の法令によつて運用されてきた訴願制度が幾多の不備かつ不統一の面を有する実情にかんがみ、列記主義を改めて一般概括主義を採り入れる等その内容を整備するとともに、不服申立制度に関する統一法規を定めることによつて、

国民の権利利益の救済と行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、訴願制度調査会の慎重な検討の結果に基づいて立法せられたものである。したがってその運用にあたっては、特に次の事項に御留意のうえ、遺憾なきを期せられるとともに、行政の適正な運営につき、さらに格段の御配慮をわずらわしたい。

第1 この法律制定の趣旨

行政不服審査制度は、行政庁の違法又は不当な処分に関し行政庁に不服申立てをさせ、行政庁による簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することをその本来の目的とするものであるが、訴願法については、訴願することができる事項が少なく、かつその範囲が不明確であること、裁決庁に関する規定の仕方が不明瞭であること、手続規定が不十分であること等の欠陥があり、また、他の法令における不服申立てについても、申立事項が不統一であること、申立期間が極端に短いものが相当にあること、申立手続に関する規定がほとんど整備されていないこと等の欠陥があり、これらはいずれも国民の権利利益の救済に不十分な実情となつている。

したがって、行政不服審査法（以下「審査法」という。）においては、その目的を「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」（第1条第1項）と規定し、制度本来の目的を達成するよう配慮しているが、制定にあたっては、上記のような欠陥を是正するため、特に国民の権利利益の救済に十分に意を用いており、このことは審査法の全般にわたって具体化されているのでその運用にあたっては、かかる立法の趣旨を十分に理解し、尊重するよう注意すべきものであること。

第2 総則に関する事項

1 一般概括主義の採用

(1) 一般概括主義の原則

審査法は、訴願法の概括的列記主義を改めて一般概括主義を採用することとし、「行政庁の遵法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開く」（第1条第1項）旨を宣言するとともに、具体的には、第4条において処分についての一般概括主義を規定し、また、第2条において処分には事実行為でその内容が継続的性質を有するものを含め、さらに第7条において行政庁の不作为についても不服申立てをすることができるものとしているが、一般概括主義の採用は、不服申立てをすることができる事項が少なく、かつその範囲が不明確、不統一な現行制度の欠陥を抜本的に是正したものであつて、訴願法の改正に関する多年の懸案を解決したものであり、今回の審査法の制定において最も重要な基本的事項であること。なお、一般概括主義の採用に伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（法律第161号（以下「整理法」という。）において、訴願等を行うことができる旨を定めた規定は重複す

ることとなるので削除されたこと。

(2) 一般概括主義の例外

審査法は、一般概括主義の例外として、審査法自体において 11 項目の処分につき不服申立てをすることができないものとしているが（第 4 条第 1 項ただし書）、これらの処分は次のような性質を有するため、審査法の適用を除外するのが適当と認められるものであるから、一般概括主義の例外として、審査法の運用上留意すべきものであること。

ア 慎重な手続で行なわれた処分であり再考の余地がなく、不服申立てを認めても結局同じ結果になるため（第 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げられている処分）

イ 他の救済手続によつて処理するのが適当であるため（同第 5 号から第 7 号までに掲げられている処分）

ウ 処分の性質上、一般法たる審査法による手続によつて処理するのが適当でないため（同第 8 号から第 11 号までに掲げられている処分）

また、審査法は、これらの処分のはか、別に他の法律でそれぞれ不服申立てをすることができない旨の定めをすることができるものとしているが（第 4 条第 1 項ただし書）、これらは、審査法において一括して除外することが困難なため整理法において、必要なものにつき、上記と同様の理由によりそれぞれ措置されているものであること。

(3) 再審査請求についての措置

再審査請求については、すべての処分についてこれを認める必要がないため、それぞれの法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）において、必要なものにつき、個々に再審査請求をすることができる旨を定めることとされており（第 8 条第 1 項第 1 号）、それぞれ整理法において措置されたが、地方自治法第 153 条の規定に基づき権限の委任が行なわれた場合に審査庁の階層に不均衡が生ずることを避けるため、このような場合には概括的に再審査請求を認めることとしたものであること（第 8 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項）。

2 不作為についての不服申立て

「行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をなすべきにかかわらず、これをしないこと」すなわち行政庁の不作為（第 2 条第 2 項）についても、あらたに不服申立てのみちが開かれ、当該不作為に係る処分その他の行為を申請した者は異議申立て又は審査請求のいずれかを行うことができるものとされたこと（第 7 条）。この場合において審査法は、不作為庁の理由開示、不作為庁の直近上級行政庁の必要な命令等の措置を規定しているが（第 50 条及び第 51 条）、かかる新しい制度が採り入れられたのは、法令に基づく申請に対して行政庁の行なう許可、認可等に関する処分が必ずしも迅速かつ適正に行なわれな

め国民の受ける不利益を考慮し、行政の迅速かつ適正な処理の促進を図る趣旨に出るものであつて、審査法の大きな特色をなしているものであるから、その運用には特投の配慮が必要であるとともに、行政の能率的な処理については、なお一層の配慮が望まれるものであること。

3 不服申立ての名称の統一

不服申立ての名称が区々であるために生ずる国民の不便を考慮して、審査法による不服申立ての名称を審査請求、異議申立て及び再審査請求の 3 種類に統一し、処分庁又は不作為庁以外の行政庁に対してするものを審査請求、処分庁又は不作為に対してするものを異議申立て、審査請求の裁決を経た後さらに行なうものを再審査請求としたこと（第 3 条）。

なお、これに伴い整理法において、関係法律につき、不服申立てに関する名称の整理を行なつたこと。

4 処分についての審査請求と異議申立てとの関係

不服申立ては、制度の本旨からみて、処分庁以外の行政庁に対してするのが望ましいのであるから、審査法による不服申立てもまた、この趣旨にそい、審査請求が制度の中核として構成され、なるべく審査請求が多くなるよう考慮されている点に留意すべきものであること。すなわち、

(1) 審査法は、第 1 に、処分庁に上級行政庁がある場合には原則として審査請求、第 2 に、処分庁に上級行政庁がない場合及び処分庁が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長である場合には、原則として異議申立てをすることができるものとしているが、後者に該当する場合において、法律又は条例に審査請求をすることができる旨の定めがあるときは、原則として異議申立てを排除しているものであること（第 5 条及び第 6 条）。

(2) なお、これらのほか処分庁に上級行政庁がある場合において、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるときは、異議申立ての前置をすべきものとされているが（第 20 条）、このような場合における異議申立てについては、たとえば課税処分の如く大量集中的に行なわれ、かつ、当該処分に対する不服の理由が、概して要件事実の認定の当否に係るようなものにつき、その立法の趣旨を考慮して、整理法においてそれぞれ措置されたものであること。

(3) 審査庁は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁又は不作為庁の直近上級行政庁とされたこと（第 5 条第 2 項）。

第 3 教示に関する事項

審査法策 3 章において規定されている教示制度は、審査法が採り入れた最も重要な制度の一つであつて、新しい行政不服審査制度が国民のために十分にその効用を発揮することができるよう配慮されたものであるから、その運用にあつては、格段の留意をなすべきものであること。

1 教示の義務

教示は、審査法による審査請求又は異議申立てをすることができる処分についてだけでなく、他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分についても、これらの処分を書面でする場合にすべきものとされており、この場合には不服申立てをすることができる旨、並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならないものとされたこと。また、行政庁は、利害関係人から上記の事項について教示を求められたときはこれらの事項を教示し、書面による教示を求められたときは書面で教示しなければならないものとされたこと（第 57 条）

2 教示しなかった場合又は教示を誤った場合の救済

行政庁が教示をしなかった場合における不服申立ては、当該処分庁に不服申立て提出することによつて行なうことができるのであつて、事後の処理は、処分庁において当該不服申立てが適法に行なわれたものとされるよう措置すべきものとされ（第 58 条）、また、審査法による不服申立てをすることができる処分について教示を誤った場合において、その誤って教示されたところから従つて不服申立てをすれば、関係行政庁の間で適法なものとして処理されるよう措置すべきものとされたこと（第 18 条、第 19 条及び第 46 条）。

第 4 不服申立期間に関する事項

不服申立て期間については、訴願法その他の法令における不備不統一を改め、不服申立ては、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内（異議前置の場合の審査請求又は再審査請求にあつては、決定又は裁決があつたことを知つた日から 30 日以内）に、しなければならないものとし、天災その他不服申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にするすることができるものとし、また、処分、決定又は裁決があつた日の翌日から起算して一年を経過した時は、正当な理由がない限りすることができないものとされたが（第 14 条、第 45 条及び第 53 集）、その趣旨は、従前個々の法律により不服申立期間が極めて区々にわたつていたため、期間が徒過して不服申立てをすることができない結果を招来することが見受けられた欠陥を是正したものであり、整理法において措置された若干の特例を除き、上記の期間に統一されたものであること。

第 5 不服申立ての手續に関する事項

不服申立ての手續に関しては、訴願法その他の法律の定めるところが極めて不備であつた実情にかんがみ、審査法においては、不服申立人の権利利益の救済の見地から特に詳細に湿定し、不服申立人の立場を強化するとともに、できるだけ簡易迅速を旨とするよう定められているが、その主な事項は次のとおりであること。

- 1 不服申立ては、審理の正確と迅速とを期するため、他の法律で口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、書面でするものとされ、口頭でする場合においても規定の整備がなされたこと（第 9 条及び第 16 条）。

- 2 審査請求の場合においては、審査庁は処分庁に弁明書の提出を求め、また、審査請求人が反論書を提出することができるものとされたこと（第 22 条及び第 23 条）。
- 3 利害関係人が不服申立てに参加するみちが開かれたこと（第 24 条）。
- 4 不服申立ての審理は、書面によることとされたが、不服申立人又は参加人の申立てがあつたときは申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないものとされたこと（第 25 条）。
- 5 不服申立人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができるものとされたこと（第 26 条）。
- 6 審査庁は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、事実の陳述、物件の提出及び留置、検証、不服申立人又は参加人に対する審尋等を行うことができるものとし、なお、検証の際における申立人の立会い等につき必要な規定が設けられたこと（第 27 条から第 30 条まで）。
- 7 不服申立人又は参加人は、審査庁に対し、特別な場合を除き、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができるものとされたこと（第 33 条）。
- 8 執行停止については、従前と同様申立てにより直ちに執行停止の効果を生ずることはないが、不服申立人に執行停止の申立権を与えるとともに、全面的に規定を整備し、特に、処分の執行等により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、原則として執行停止をしなければならないものとしており、また執行停止の申立てがあつたときは、審査庁は、すみやかに執行停止をするかどうかを決定しなければならないこととしているので、その運用には十分留意されたいこと（第 34 条及び第 35 条）。
- 9 裁決及び決定についても、今面的に規定の整備が図られ、特に、処分庁の上級行政庁である審査庁に対しては不服申立人に不利益にならない限度において処分の変更権を認め、また、処分が違法又は不当であつても、これを取り消すことが公共の福祉に適合しないこととなるような特別の場合には、当該不服申立てを棄却することができるとするいわゆる事情裁決の規定を設けているが、その運用は十分慎重に行なわれるべきものであること（第 40 条）。

第 6 その他

審査法の施行に伴い、審理法において関係法律 268 件が改正され、本年 10 月 1 日以降、各法律における行政不服審査に関する制度は大幅に改正されることとなるものが多いので、各省庁にあつては、事務処理に誤りのないよう留意するとともに、特に地方支分部局、地方公共団体等国民と直接関連を有する面の多い関係機関に対しては、指導に遺憾なきを期すること。